第三十五条の二の次に次の一条を加える。

第三十五条の三　派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）を行つてはならない。

第三十六条中「除く」を「除き、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る」に改め、同条第一号中「、第三十五条の二第二項」を削り、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　当該派遣労働者についての教育訓練の実施及び職業生活の設計に関する相談の機会の確保に関すること。

第三十七条第一項中第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置

九　教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容

第三十七条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「場所」の下に「及び組織単位」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別（当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間）

二　第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

第三十八条中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第四十条第三項中「派遣先は、第三十条の二」を「前項に定めるもののほか、派遣先は、第三十条の二及び第三十条の三」に改め、「情報」の下に「、当該派遣労働者の業務の遂行の状況その他の情報」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、「、給食施設」を削り、「いるもの」の下に「（前項に規定する厚生労働省令で定める福利厚生施設を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　派遣先は、第三十条の三第一項の規定により賃金が適切に決定されるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者の賃金水準に関する情報又は当該業務に従事する労働者の募集に係る事項を提供することその他の厚生労働省令で定める措置を講ずるように配慮しなければならない。

第四十条第一項の次に次の二項を加える。

2　派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者を雇用する派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事するその雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対しても、これを実施するよう配慮しなければならない。

3　派遣先は、当該派遣先に雇用される労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならない。

第四十条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）」を付し、同条第一項中「同一の業務（次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。）」を「業務」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該労働者派遣が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

一　無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣

第四十条の二第一項第四号中「業務」の下に「に係る労働者派遣」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「定める場合における当該労働者の業務」の下に「に係る労働者派遣」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、「該当する業務」の下に「に係る労働者派遣」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者であつてその雇用の継続等を図る必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める者に係る労働者派遣

第四十条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の派遣可能期間（以下「派遣可能期間」という。）は、三年とする。

3　派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して労働者派遣（第一項各号のいずれかに該当するものを除く。以下この項において同じ。）の役務の提供を受けようとするときは、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務に係る労働者派遣の役務の提供が開始された日（この項の規定により派遣可能期間を延長した場合にあつては、当該延長前の派遣可能期間が経過した日）以後当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日の一月前の日までの間（次項において「意見聴取期間」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、三年を限り、派遣可能期間を延長することができる。当該延長に係る期間が経過した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第四十条の二第四項中「前項の期間を定め、又はこれを変更しよう」を「派遣可能期間を延長しよう」に、「あらかじめ、」を「意見聴取期間に、厚生労働省令で定めるところにより、過半数労働組合等（に、「労働組合に対し」を「労働組合」に、「に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする」を「をいう。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない」に改め、同条第六項中「第一項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号若しくは第四号」を「第一項第二号、第四号若しくは第五号」に、「若しくは改正を」を「又は改正を」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務について第三項の期間を定め、又はこれを変更した」を「第三項の規定により派遣可能期間を延長した」に、「当該業務」を「当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　派遣先は、前項の規定により意見を聴かれた過半数労働組合等が異議を述べたときは、当該事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、延長前の派遣可能期間が経過することとなる日の前日までに、当該過半数労働組合等に対し、派遣可能期間の延長の理由その他の厚生労働省令で定める事項について説明しなければならない。

6　派遣先は、第四項の規定による意見の聴取及び前項の規定による説明を行うに当たつては、この法律の趣旨にのつとり、誠実にこれらを行うように努めなければならない。

第四十条の四を削る。

第四十条の三の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（特定有期雇用派遣労働者の雇用）」を付し、同条中「場所」の下に「における組織単位」を加え、「（前条第一項各号に掲げる業務を除く。）」及び「前条第一項の派遣可能期間以内」を削り、「期間労働者派遣」を「期間同一の特定有期雇用派遣労働者に係る労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）」に、「派遣労働者であつて次の各号に適合するもの」を「特定有期雇用派遣労働者（継続して就業することを希望する者として厚生労働省令で定めるものに限る。）」に改め、同条各号を削り、同条を第四十条の四とする。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

第四十条の三　派遣先は、前条第三項の規定により派遣可能期間が延長された場合において、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）の役務の提供を受けてはならない。